

遊具更新工事（その２）

公告日 令和8年10月15日

1 工事の概要

(1) 工事名	遊具更新工事（その２）
(2) 工事場所	野田市内
(3) 工期	契約の翌日から令和9年3月15日まで
(4) 工事番号	野自み(工)第４７号
(5) 概要	過年度の公園等遊具施設定期点検業務委託において、使用に問題があると判定された遊具について、利用者の安全確保のため更新を行うもの。
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式による。
(7) 週休２日制適用工事	本工事は、週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制適用工事」の試行である。 詳細については、特記仕様書及び「野田市土木工事週休２日制適用工事試行要領」によるものとする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札制度等のお知らせ]→[１１．入札に関する要綱等] 野田市土木工事週休２日制適用工事試行要領 【ＨＰ検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４の規定に該当しない者 ③野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成５年７月２０日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ④野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成１２年５月１１日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから２年間の経過している者 ⑥入札日前６月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑦会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
-----------	---

(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 <u>建設工事の種類（建設業法別表）：造園工事</u> <u>許可区分：一般建設業又は特定建設業</u> ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 <u>野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「造園工事」で登載されていること。</u>
(3) 総合評定値	上記2（2）の工事種目における経営事項審査の総合評定値（P点）が次の点数以上の者（建設業法第27条の29第1項） <u>総合評定値：要件なし</u>
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 <u>所在地：野田市</u>
(5) 施工実績	公告日前5年の間において、上記2（2）の工事種目に係る次の額以上の建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者（履行が完了していること）。 <u>施工実績：300万円以上（契約1件当たり）</u>
(6) 配置予定技術者	上記2（2）の工事種目について、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 <u>配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者</u> <u>専任：有</u> ※公告日において、入札参加者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない（建設業法第26条第2項）。 ※建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は、専任を要しない。 ※建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者若しくは監理技術者の配置を行う場合又は建設業法第26条の5第1項の規定の適用を受ける営業所技術者若しくは特定営業所技術者を主任技術者若しくは監理技術者として配置を行う場合は、落札候補者となる見込みの連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」の提出と併せて「人員の配置を示す計画書」を管財課へ持参により提出すること。「人員の配置を示す計画書」は下記の野田市HPから入手すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[2. 制限付一般競争入札に関する書類（様式）] 人員の配置を示す計画書 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html ※建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、次の①～⑧の要件

	を全て満たさなければならない。この場合、落札決定後に必要な資料※注1を提出すること。 ①建設業法第26条第3項第2号の規定による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 ②監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 ③監理技術者補佐は、公告日において、入札参加者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 ④同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。 ⑤特例監理技術者が兼務できる工事は、野田市又は野田市水道事業が発注した工事でなければならない。 ⑥特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 ⑦特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 ⑧監理技術者補佐が行う業務について、明らかにすること。 ※維持工事の場合、下記⑨を追加する。 ⑨特例監理技術者が兼務できる工事は、維持工事以外の工事でなければならない。（※維持工事とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）をいう。） ※注1 (1)監理技術者補佐の資格を証明する書類 一級施工管理技士等の合格证、その他資格の確認できる書類の写し（建設業法27条の規定に基づく技術検定種目は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。） (2)監理技術者補佐の雇用関係を証明する書類 千葉県知事許可業者であって、配置予定者が申請日直前に受けた経営事項審査に係る技術者職員名簿に記載されている場合は、当該名簿の申請者控え（千葉県の受付印があり、かつ、受付印の日付が兼務を開始する日から起算して3か月以上前のもの）の写し 上記に該当しない場合は、恒常的に雇用されている事実を証明できる健康保険証等の写し（兼務を開始する日において、資格を取得してから3か月以上経過しているもの） (3)特例監理技術者が兼務する工事のコリンズ（CORINS）の写し等 (4)上記⑥～⑧までについて記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類
(7)公契約条例	本件は、野田市公契約条例第4条第1号に規定する公契約に該当するため、入札に参加する者は、条例に基づく必要な事務手続を行うこと。 <u>「公契約条例に係る特記事項」及び「公契約条例の手引き」を参照のこと</u> https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html

3 総合評価に関する事項

(1)落札者の決定方法	入札参加者は「価格」及び「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「企業の信頼性・社会性」、「企業の社会貢献度等」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とし、
-------------	---

	資格審査を経て落札者と決定する。 <u>要件：入札価格が予定価格の制限の範囲内であること</u>
(2) 総合評価の方法	①評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式（加算方式）により算定する。 <u>評価値＝価格評価点＋技術評価点</u> ②価格評価点は、入札参加者が申込みをした入札額に基づき、次の算式により算定する。小数以下は第3位を切り捨て、小数第2位まで算出する。 <u>価格評価点＝100×最低入札額÷入札額</u> ③技術評価点は、入札参加者の評価項目の得点とする。 <u>技術評価点＝入札参加者の評価項目の得点</u> ④技術評価は、下記の評価項目について評価を行う。 (ア)企業の施工能力 (イ)配置予定技術者の能力 (ウ)企業の社会性・信頼性 (エ)企業の社会貢献度等 ※評価項目の詳細は「入札説明書」による。

4 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」及び「公契約条例に関する誓約書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 <u>「公契約条例に関する誓約書」の提出が無い入札は無効となる。</u> （入札参加申請受付期間） <u>令和8年10月15日（木）午前8時30分から</u> <u>令和8年10月22日（木）午後5時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を電子メールで下記アドレス宛に送付し、管財課に送付した旨を電話により連絡すること。メールの件名は「（質疑）件名」とする。 ①質疑受付期限 <u>締切日時：令和8年10月22日（木）午後5時00分まで</u> ②送付先アドレス <u>nyusatsu@mail.city.noda.chiba.jp</u>

	③回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則２日後（土・日曜日、祝日を除く）の午後５時までに質疑回答書を入札情報サービスに掲載する。入札参加者は質疑回答書を必ず確認すること。
(5) 評価項目に関する資料の提出	評価項目に関する資料は、指定の様式を使い添付資料を添えて、管財課へ持参し提出すること。 ①提出期限：令和8年10月23日（金）午後5時00分まで ②提出先：野田市役所高層棟３階管財課
(6) 入札書の提出方法	①入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和8年10月28日（水）午前8時30分から</u> <u>令和8年10月29日（木）午後4時00分まで</u> ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(7) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u>
(8) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を管財課へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を管財課へ連絡の上、辞退届を管財課へ持参により提出すること。

	辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。
--	---

5 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和8年10月30日（金）午後2時00分 ②開札場所 野田市役所高層棟5階0A研修室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日（土・日曜日、祝日を除く）の午後5時までに管財課に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札後速やかに落札者決定基準により評価値を算出し、最も評価値の高い入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者となる見込みの者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者となる見込みの者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を管財課へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に管財課に請求すること。

6 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券

	※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が200万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1) 当初の前払金の支払を受けていること。 (2) 工期の2分の1を経過していること。 (3) 工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4) 工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で評価値が最も高い者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積り依頼対象者に見積り依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積り依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書を提出し、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市低入札価格調査実施要領」を適用する。低入札価格調査基準価格については、同要領第4条（1）アを適用する。なお、低入札価格調査基準価格は、落札者の決定後に公表する。 （ア）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 （イ）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 （ウ）低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴

	取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合せて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市ホームページを参照すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 野田市低入札価格調査実施要領 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を管財課へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切り替えることはできない。 ②紙入札での参加を認める条件 ・電子入札導入のためICカード発行の申請中の場合 ・ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合 ・ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合 ・パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合 ・その他、野田市が認めた場合 ③入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に管財課へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに談合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札

	・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の延期又は中止 野田市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を中止することがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、評価値算定資料に記載した配置予定技術者と同一とすること。また、死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ぬ事由と市が認める場合以外は、配置予定技術者の変更はできない。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となる見込みとなった場合、その翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。 [入札情報]→[入札等に関する書類（様式）及び要綱等]→[10. 入札に関する要綱等] 【HP検索】1000714 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000714.html
(9)問合せ先	野田市 総務部 管財課 住 所：野田市鶴奉7番地の1 電 話：04-7199-4922 入札情報（野田市ホームページ）【HP検索】1000685 https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/index.html